

議案第19号

令和2年度宝塚市一般会計補正予算（第13号）

資料1(54) 減収補填債

1. 制度概要

普通交付税の算定に用いる基準財政収入額は、標準的な地方税収入等を算定するものであり、課税実績とかい離が生じても精算を行わないが、景気の変動等を受けやすい一部の税目については精算制度を設けるとともに、減収補填債の発行が可能となっている。

発行された減収補填債については、当該年度の実績額に加算（75%）し、精算額から控除されるとともに、元利償還金は後年度基準財政需要額に算入される。

また、令和2年度限りの措置として、新型コロナウイルス感染症の影響により通常を上回る大幅な減収が生じる消費や流通に関わる税目について、地方財政法が改正され、減収補填債の対象税目に追加されている。

追加税目については現行制度分と異なり精算制度の対象外であるため、減収分の是正方法としては減収補填債の発行に限られる。

2. 対象税目

現行制度分	法人税割、利子割交付金、法人事業税交付金
追加税目分	地方消費税交付金、市町村たばこ税、ゴルフ場利用税交付金、地方揮発油譲与税

3. 発行予定額

（単位：千円）

現行制度分	22,300
追加税目分	234,000
合計	256,300